

規制見直し基準WG：各省ヒアリング調査票

1. 通知・通達等の名称	ガス工作物技術基準の解釈例 平成12年10月1日制定
2. 所管府省	経済産業省(原子力安全・保安院 ガス安全課)
3. 形式及び宛先	公表(経済産業省ホームページ、出版等)
4. 通知・通達等の性格	技術基準に定める技術的要件を満たすものを例示したもの
5. 根拠法令	ガス事業法、ガス工作物の技術基準を定める省令
6. 通知・通達等の目的及び概要	ガス事業法では、ガス事業者に対しガス工作物を省令で定める技術基準に適合するよう維持することを義務付けており(第28条)、この技術基準を「ガス工作物の技術上の基準を定める省令」で定めている。 この技術基準については、自主保安の推進を図るとともに、技術的知見の進歩への迅速な対応及びJIS規格・国際規格等の活用促進のため、平成12年に、それまでの詳細仕様を規定するものから、ガス工作物に求められる安全確保のために必要な性能を示す性能規定に改正し、ガス事業者は技術基準に適合する仕様等を自己責任で選択することができることとなっている。 本解釈例は、ガス事業者が、技術基準に適合すると考えられる複数の技術的仕様の中から、実際に採用する仕様を選択する際の目安として、技術基準に規定された性能を満たす一例を示しているもの。
7. 通知・通達等の内容を法令の形式で制定していない理由	自主保安の推進を図り、また、技術開発への迅速な対応及びJIS規格・国際規格等の活用促進を図る観点から、法令で技術的仕様を規定するより技術基準を満足する仕様を例示する方が望ましいため。 (平成12年の性能規定化以前は、「ガス工作物の技術上の基準を定める省令」及び「ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示」により、ガス工作物全般について詳細な技術的仕様を定めていた。)
8. 通知・通達等の法的効果(強制力の有無など)	ガス事業者は、法によってガス工作物を「ガス工作物の技術上の基準を定める省令」で定める技術基準に適合維持する義務が課されているが、解釈例は、技術基準に定めている技術的要件を満たすべき技術的仕様の一例を示したものであるため、法的な強制力はない。従って、解釈例に含まれない技術的仕様であっても、技術基準に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、技術基準に適合するものと判断される。
9. 通知・通達等に従わなかったことによって被る不利益があれば、その内容、法的根拠	上記理由により、なし。

規制見直し基準WG：各省ヒアリング調査票

1. 通知・通達等の名称	輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン 平成15年4月1日貿局第2号
2. 所管府省	経済産業省
3. 形式及び宛先	輸出者等あて輸出注意事項
4. 通知・通達等の性格	輸出者等に対する情報提供
5. 根拠法令	・輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成13年経済産業省令第249号)(以下「おそれ省令」という。) ・貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第四号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合を定める件(平成13年経済産業省告示第759号)(以下、「おそれ告示」という。)
6. 通知・通達等の目的及び概要	おそれ省令第2号若しくは第3号又はおそれ告示第2号若しくは第3号に規定するいわゆる需要者要件を満たす取引を行う場合には、取引される貨物又は技術が核兵器等の開発等に用いられるおそれがあるものとして、基本的には、キャッチオール規制(注)に基づき、事前に経済産業大臣の許可が必要。 ただし、「当該貨物の用途並びに取引の条件及び態様から、当該貨物が核兵器等の開発等以外のために用いられることが明らかなとき」は許可を要しないこととしている。 「明らかガイドライン」は、経済産業省が輸出者等対し、ここでいう「明らかなとき」を判断する基準として提示しているもの。
7. 通知・通達等の内容を法令の形式で制定していない理由	「明らかなとき」という規定だけではその範囲が不明瞭であり、輸出者等の負担を軽減する意味で何らかの考え方を提示することが有益。したがって、多くのケースに適用できると考えられる一般的な判断基準をガイドラインという形で提示しているもの。 なお、実際の取引の様態は様々であり、個別の案件ごとに確認すべき事項は異なるため、あらゆるケースについて「明らかなとき」を必要十分に判断できる規定を作ることは困難。このような必要十分ではないものを法令上で規定した場合には、「これを満たせば十分」との誤解を生み、かえって規制の抜け穴を作ることになりかねず、大量破壊兵器関連資機材の拡散を通じ国際的な安全保障上の懸念が生じることとなる。
8. 通知・通達等の法的効果(強制力の有無など)	強制力はない。
9. 通知・通達等に従わなかったことによって被る不利益があれば、その内容、法的根拠	不利益を被ることはない。

(注)キャッチオール規制とは、原則全ての品目の輸出について、その品目が大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれがある場合には輸出許可申請を義務づける制度。国際的な輸出管理の枠組みでの合意に基づくものであり、欧米のほぼ全ての国でも実施されている。